

特別支援教育就学奨励費について

1 特別支援教育就学奨励費とは

特別支援教育就学奨励費とは、お子さんが特別支援学校や特別支援学級などに通っている場合に、学校で使う勉強道具から通学費、給食費などに必要な費用の一部を、国や地方自治体が補う制度です。

文部科学省ではこの制度を以下のように定義しています。

障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級などで学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況などに応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。なお、平成 25 年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒（学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障害の程度に該当）についても補助対象に拡充しています。

つまり、障がいのあるお子さんを持つ保護者の方の負担が軽くなるよう、国や地方公共団体が補助を行う制度です。

特別支援学校や特別支援学級に在籍しているお子さんだけでなく、普通の学級で学んでいるお子さんでも障がいの程度によっては支援が受けられます。

なお、特別支援学校（県立学校）に通っているお子さんに対しての手続きについては県が、市町村立の小中学校に通われているお子さんについては、市町村が手続きを行っております。

ここでは、主に特別支援学校（県立学校）について説明します。

市町村立の小中学校に通われている方の手続きについては、各市町村にお尋ねください。

2 特別支援教育就学奨励費の支援対象となる児童・生徒

文部科学省の規定によると、この事業の対象となるのは以下の2つのどちらかに当てはまる児童・生徒となっています。なお通っている学校が私立でも公立でも、この制度を利用することが可能です。

- ① 特別支援学校、特別支援学級、国立大学法人の附属支援学校・附属小学校・附属中学校に通っている
- ② 小学校または中学校に在学しており、学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障害の程度に当てはまる障害がある

①により、特別支援学校（県立学校）に通っている児童・生徒は**全員対象**となります。
②の小中学校については、障がいの程度により対象者を決定します。詳しくは、各教育委員会（市町村立小中学校→市町村教育委員会、県立中学校→県教育委員会）にお尋ねください。

3 特別支援教育就学奨励費で受けられる支援

対象とする経費は、通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舍居住に伴う経費（日用品費・寝具費）、寄宿舍からの帰省費などがあります。

この中には、入学時に必要なランドセルや制服なども含まれています。
 実際に支給を受けられるのは在学中ですが、新入生については、入学前に購入したものも含まれます。

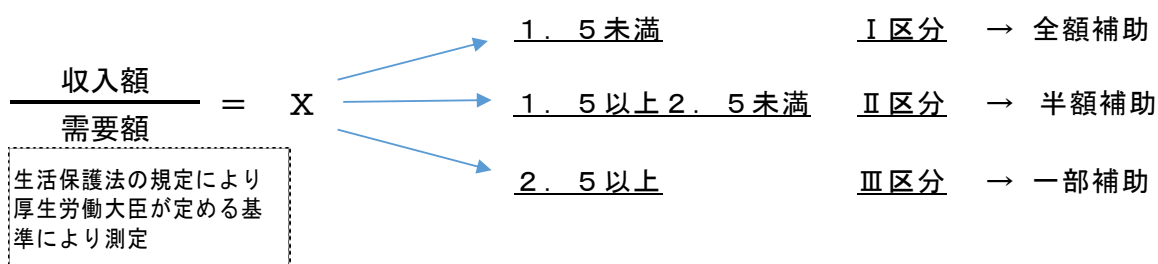
また、申請する際は、レシートや領収書等の購入を確認できる書類の提出が必要です。

4 特別支援教育就学奨励費の支給額

実際の支給額は、保護者の経済的な負担の重さによって異なります。

具体的には、保護者の収入額に応じて支弁区分というものが定められています。

支弁区分は3つに分けられ、それぞれに応じて補助の割合が決まっています。支弁区分に応じた補助の割合は、以下のとおりです。



支弁区分決定のモデルケース

【世帯構成】※熊本市在住

父（43歳）、母（42歳）、生徒本人（15歳）：特別支援学校中学部3年、弟（12歳）：小学校6年

【生活保護基準需要額】235,810円 ※世帯の人数、年齢構成、居住地などで金額が異なります。

収入額 ※1 (世帯全員)	所得控除 ※2	収入月額 (収入額－所得控除/12)	収入額／需要額 (決定基準)	支弁区分
450万円	50万円	333,333円	1.41倍	I区分
600万円	70万円	441,667円	1.87倍	II区分
900万円	150万円	625,000円	2.65倍	III区分

※1 「収入額」は、都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった世帯全員分の所得額です。

※2 「所得控除」は、雑損、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料及び地震保険料等の控除額です。

◆主な補助対象経費と限度額（令和8年度版）

（単位：円）

	幼稚部	小学部	中学部	高等部	高等部（専）
教科書代	—	—	—	実費	実費
給食費	実費※1	実費※1	実費※1	実費※1	実費※1
交通費	実費	実費	実費	実費	実費※1
学用品費	8,680※1	11,640※1	22,740※1	32,270※1	—
新入学学用品費	—	57,060※1	63,000※1	63,000※1	—
寄宿舎日用品	141,560※1	141,560※1	141,560※1	141,560※1	141,560※1
寄宿舎寝具費	5,510※1	5,510※1	5,510※1	5,510※1	—
寄宿舎食費	156,210※1	148,850※1	148,850※1	139,750※1	139,750※1
修学旅行費	—	21,580※1	57,720※1	107,810※1	—

※1 第Ⅱ区分は、半額です。

※2 他にも補助対象となる経費があります。詳しくは、在学している学校、または在学する予定の学校にお尋ねください。

5 特別支援教育就学奨励費の申請方法

例年、5月頃に学校から就学奨励費に関する案内があります。受け取った案内に従い、必要な書類を学校指定の期限までに提出してください。

必要書類

- ① 収入額需要額調書 — 学校から配付されます
- ② 交通費所要額調書 — 学校から配付されます
- ③ 住民票（世帯全員分） — 市町村役場から取得
- ④ 所得証明書（世帯全員分） — 市町村役場から取得
※ただし、所得の無い義務教育終了前の方は不要。
- ⑤ その他必要な書類 — 個別に学校から依頼があります

6 特別支援教育就学奨励費の支給方法

特別支援教育就学奨励費は、必要経費を保護者が支払った後に、保護者等の口座に支払われます。支払の時期は各学校で異なりますが、基本的には学期ごとの支払いとなります。（1学期分 → 8月、2学期分 → 1月、3学期分 → 3月）

なお、修学旅行等で一度に多額の支払いが必要な場合は、学期の途中で支払われる場合もあります。

詳しくは各学校にお尋ねください。